

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された令和6年度決算における算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月4日に議会へ報告いたしました。

II. 令和6年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【（ ）は早期健全化基準比率】

- | | | |
|-----------|----------------|------------|
| ①実質赤字比率 | 実質赤字なし（15.0%） | |
| ②連結実質赤字比率 | 実質赤字なし（20.0%） | |
| ③実質公債費比率 | 9.2%（25.0%） | 前年度対比▲0.2% |
| ④将来負担比率 | 負担比率なし（350.0%） | |

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

- | | |
|----------|--------|
| ①水道事業会計 | 資金不足なし |
| ②下水道事業会計 | 資金不足なし |

III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

令和7年8月26日

金山町長 佐藤英司 殿

金山町監査委員 丹 洋 一

金山町監査委員 中 村 忠 行

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う
審査意見について

このことについて、別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

2. 審査の概要

7月7日に提出された令和6年度決算における健全化判断比率、資金不足比率についての基礎事項を記載した書類が適正であるかを審査した。

3. 審査の結果

令和6年度決算における健全化判断比率、資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

4. 個別意見

(1) 健全化判断比率について

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

財政健全化のための大型普通建設事業の抑制や公営企業の施設整備に伴う償還終了等により公債費が低位に推移している。また各基金について、着実に積み増しできている状況である。

「実質公債費比率」は、元利償還金の減少や下水道事業会計の公営企業法適用化に伴う地方債償還の財源に充てた繰入金の減少等により、3か年平均で前年度より0.2%の減少となった。

「将来負担比率」は、防災情報配信システム整備事業等の大型事業の実施により、足元の地方債残高は増加したものの、基金の積み増しや基準財政需要額算入見込額の増加により、改善要因となる充当可能財源等が増加している。結果として、3か年連続で「比率なし」となっている。

以上のとおり、令和6年度決算では各比率ともに基準内である。公共施設の集約化や

事業見直し等を実施してきたことにより、令和3年度以降の比率が改善している状況にあり、災害の発生等、特殊要因には注意が必要だが、今後の見込みも問題ないと思料する。

現在は、地方交付税の増額等、外発的要因も多分に影響し、基金残高を伸ばしているが、今後は人口減少等により地方交付税は減少し、財源確保のための基金取崩しが常態化することも想定される。

将来の負担軽減を見据えた財政運営においては、災害等の有事に備えた十分な対応や福祉行政サービスの安定な提供が損なわれることのないよう、歳入規模に適した経常経費となるよう見直しを継続し、実質赤字比率が発生しないよう財政健全化に努めていただきたい。

(2) 資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業及び下水道事業の2事業であるが、両会計で繰越金や内部留保資金等の剰余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

(3) 全体として

物価上昇局面における支援のほか、行政のデジタル・トランスフォーメーションへのさらなる推進やフロントヤード改革など、新たな行政サービスの提供が求められている。

町民の福祉サービスに財政悪化の影響が出ないように、前述のとおり、第一に歳入規模に適した行政サービスと公共施設の在り方について引き続き見直しを要するものと考ええる。

さらに、事業見直しの考え方としては、その進捗状況について積極的に町民に情報を提供し透明性を確保することに加え、一方的なサービスの縮小だけでなく、人口等の動向を客観的な根拠とし、現在だけでなく今後見込まれる将来のニーズを捉え、総合的な町民サービスの向上が図られる事業を実施していただきたい。

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
063614	山形県	金山町	—	—	9.2	—

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,860,110	5,076	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

団体名

山形県金山町

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	305,899	10.7
小 計		305,899	10.7
標準財政規模		2,860,110	100.0
実質赤字比率（％）		-10.69	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	14,524	0.5
	介護保険事業特別会計	73,447	2.6
	介護サービス事業	0	
	後期高齢者医療特別会計	485	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	121,133	4.2
	下水道事業会計	9,335	0.3
法 非 適 用 企 業			
合 計		524,823	18.3
標準財政規模(再掲)		2,860,110	100.0
連結実質赤字比率（％）		-18.34	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

Ver.06.00

団体名 山形県金山町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	462,773			171,762	7,504	5,558		13,625	70,889	320,544	7,400
令和5年度	455,299			158,543	7,460	5,418		12,103	65,022	320,753	5,390
令和6年度	445,197			128,322	4,909	4,632		11,101	44,825	307,424	2,680

	⑫	⑬	⑭	⑮		
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額	地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)		実質公債費比率 (単年度)
令和4年度	623,572	2,151,777	24,637		令和4年度	9.79275
令和5年度	641,888	2,136,137	10,842		令和5年度	9.31942
令和6年度	648,172	2,206,862	5,076		令和6年度	8.66325
						実質公債費比率 (3カ年平均)
						9.2

(参考)

	⑥の内訳							
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担 行為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)
令和4年度								5,558
令和5年度								5,418
令和6年度								4,632

総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

团体名

山形県金山町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方債の発行				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
3,720,983	9,143	1,104,702	8,142	320,989	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

149

0

44

0

13

--	--

[illegible]

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
3,044,917	32,193	32,193	3,096,568

(分母比)

122

1

1

124

将来負担額 A
5,163,959

6

充当可能財源等 B
6,173,678

246

A - B
-1,009,719

-40

将来負担比率 (%)
—

標準財政規模 C
2,860,110

114

算入公債費等の額 D
354,929

14

C - D
2,505,181

100

-40.3